

## (2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(案)

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずることとする。
- 基準期間の課税売上が1億円以下または特定期間の課税売上が5,000万円以下の事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内で行う課税仕入れについて、支払対価が1万円未満の場合にはインボイスがなくても帳簿のみで仕入税額控除を可能とする経過措置を設ける。
- 経過措置期間……6年間

## (3) 少額な返還インボイスの交付義務免除(案)

- インボイス制度への移行に伴い、インボイス交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)の交付義務が課されることとなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に新たに事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。
- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とする。  
(上記の改正は相殺された振込手数料等を売手が売上値引きとして処理した場合に適用され、手数料として課税仕入で処理した場合には手数料に係るインボイスの保管が必要となるので注意が必要です。)
- 期間……恒久的



- インボイス制度への移行に当たり混乱が生じないよう、今後も新たな課題が生じた場合には必要に応じて柔軟な対応をしていくとされていますのでインボイス制度の適用開始に向けて、また適用開始後も最新の情報に注目していく必要があります。(上記記事は法案成立前に作成しましたので令和5年3月の国会で内容に変更があるかもしれません、ご了承ください。)

行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。  
まずはお気軽にご相談ください。

「G BizID (gBizID)」ということばを聞いたことがありますか?

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

G BizIDは、法人(個人事業主も含む)のための「共通認証システム」です。  
1つのG BizIDアカウントで、複数の行政サービスを利用することができます。  
各種許認可申請、補助金申請などがインターネットからできるなど  
利用できる行政サービスは拡大中であり、今後も広がる見込みです。

今までは法人・個人事業者の確認手段として電子証明書の取得(有料)が必要でした。  
しかし、G BizIDを取得すること(無料)で、電子証明書なしで電子申請が可能となります。

早い段階でのG BizIDの取得をおすすめします。



★ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

葵事務所 / 行政書士：西村まで ☎ 054-247-6148